

(案)

宮崎市公共施設使用料設定基準

～持続可能な、最適な公共施設サービスの提供を目指して～

平成28年7月（令和〇年〇月改定）

宮崎市企画財政部

都市戦略局都市戦略課



はじめに

(略)

目次

(略)

第1 設定基準の概要

1 策定の目的

本基準は、「宮崎市公共施設等総合管理計画」に基づき、「持続可能な、最適な公共施設サービスの提供」を実現するために、適正な公共施設の使用料を設定し、公共施設を利用する市民と利用しない市民との負担の公平性を保つこと、子どもや孫たち将来世代の負担を軽減していくこと、を目的とします。

2 設定基準の位置づけ

(略)

3 設定基準の対象施設

本基準の対象となる施設は、法令等で使用料を徴収できない等の施設（次頁の表参照）を除くすべての公の施設とし、施設を利用する市民と利用しない市民との負担の公平性を図るため、原則として使用料を設定するものとします。

また、市が条例で定める金額の範囲内で、指定管理者が利用料金を設定する「利用料金制」を採用する施設についても、本基準の考え方にに基づき利用料金の上限額を設定します。

ただし、市政において重点的に推進すべきものについては、減免で対応するほか、目的外使用については、別途算定することとします。

■使用料基準の対象外となる施設

	施設例
法令等で使用料を徴収できない施設	小中学校、図書館
法令等で算定方法や徴収基準額に準じて使用料を算定する施設	市営住宅、保育所、幼稚園、児童クラブ、社会福祉施設
公営企業に係る施設	上下水道、病院、中央卸売市場
利用者が幼児・児童に限定されることから使用料を徴収することが好ましくない施設	児童館、児童センター、児童プール
利用者が高齢者に限定されることから使用料を徴収することが好ましくない施設及び施設の一部	【施設】老人いこいの家、老人福祉センター、高岡老人福祉館 【施設の一部】浴室（総合福祉保健センター、佐土原地域福祉センター、西部地区農村環境改善センター）、高齢者ふれあい室
不特定多数の市民に常時開放することを目的としている施設	公園施設（無料）、運動広場等
地域固有の歴史・文化財等を保存、展示、伝承している地域に特化した教育施設	歴史資料館、大淀川学習館
その他別途使用料を算定すべき施設	葬祭センター、学校体育施設

第2 設定基準策定の背景（現状と課題）

1 人口構造の変化

本市の平成22年（2010年）における総人口は、400,583人でしたが、すでに本市の人口は、平成25年（2013年）をピークに減少に転じています。

人口問題研究所の将来人口推計では、平成42年（2030年）に379,859人、平成52年（2040年）に355,433人となり、これをもとに国が延長した推計では、平成72年（2060年）に292,807人に減少するとされています。

年齢別（3区分）で見ると、生産年齢人口が大きく減少することが予想されており、50年後の人口割合予測では、老年人口が39%、生産年齢人口が51%となっており、65歳以上の高齢者1人を1.3人で支える計算になります。

このような国の推計をもとに、本市では合計特殊出生率の改善、若年層の転出の抑制による将来推計人口モデルを設定していますが、このモデルを実現した場合においても、高齢化による社会保障費の増大や生産年齢人口の減に伴う税収減は避けられないものと考えています。

■宮崎市の近年の人口推移

2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
400,583	401,654	402,436	402,572	402,433

■宮崎市の人口の将来推計（人口問題研究所）

区 分	国勢調査実数				人口問題研究所 推計			人口問題研究所 ベースによる推計	
	1980年	1990年	2000年	2010年	2020年	2030年	2040年	2050年	2060年
年少人口 (15歳未満)	81,400	75,749	64,161	58,326	52,023	43,877	39,793	35,267	30,148
生産年齢人口 (15歳以上65歳未満)	220,867	247,863	292,100	251,105	229,952	213,099	187,600	165,746	149,914
老年人口 (65歳以上)	27,379	40,503	134,839	193,142	114,327	122,882	128,039	124,235	112,745
合 計	329,751	365,080	392,178	400,583	396,302	379,859	355,433	325,248	292,807

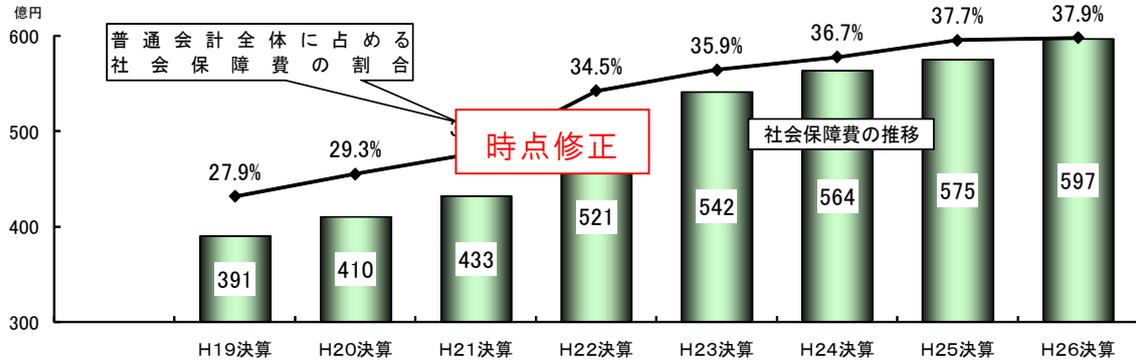
■宮崎市の将来推計人口モデル

	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
年少人口 (15歳未満)	58,366	56,311	54,661	53,087	51,950	52,097	52,788	53,345	53,443	52,792	52,107
生産年齢人口 (15歳以上65歳未満)	256,155	241,955	229,758	221,229	213,679	205,139	192,848	183,776	178,639	176,004	173,385
老年人口 (65歳以上)	86,065	103,039	114,494	120,408	123,530	125,328	129,022	128,926	125,398	119,820	114,309
合 計	400,586	401,305	398,914	394,724	389,159	382,563	374,658	366,047	357,480	348,616	339,801

2 社会保障費の増加

少子高齢化が進む中、福祉にかかる経費（扶助費）と医療・介護関係といった社会保障関係の特別会計への繰出金は年々増加し、平成26年度決算においては全体の約4割を占めるまでになっています。

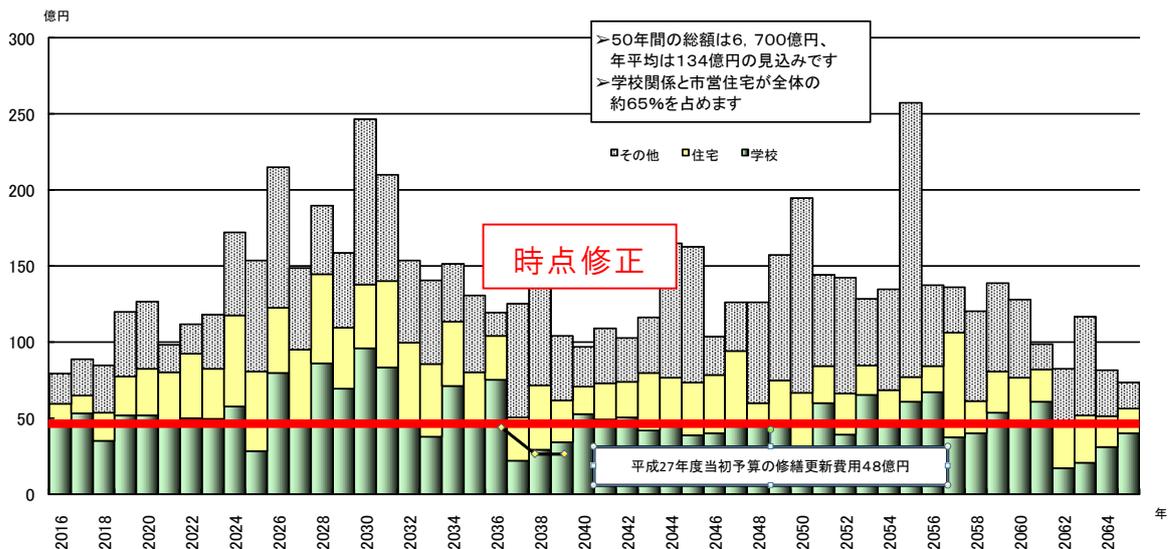
■ 社会保障費（扶助費＋社会保障関係の特別会計繰出金）の推移



3 公共施設の老朽化

現在、市が保有している公共施設の延べ床面積は、約131万㎡（平成26年度時点）となっており、仮にすべての施設を保有しつづけた場合の今後の修繕更新費用は、50年間の総額で約6,700億円と試算しています。これを1年あたりに平均すると約134億円となり、平成27年度における修繕更新費用の当初予算額約48億円の約3倍にあたります。

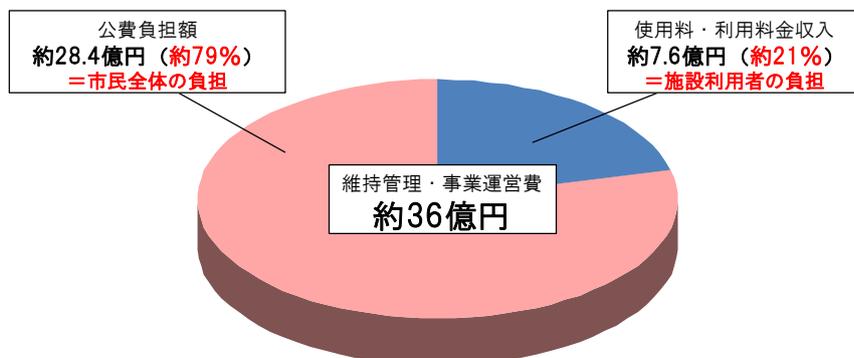
■ 公共施設の今後の修繕更新費用推計



4 受益者負担の公平性の課題

本市における一般貸出等を行っている施設の維持管理・事業運営費（ランニングコスト）に対する使用料及び利用料金収入の割合（コストカバー率）は約21%となっており、残りの約79%は公費（施設を利用しない人も含めた市民全体での負担）で賄っています。

一般貸出等を行っている施設における受益者負担の状況（平成30年度実績）



平成31年度公共施設実態調査（平成30年度実績）ベース

また、本市の施設使用料については、これまで近隣の自治体を参考にするなど、施設ごとに独自に設定しており、統一的な基準で算定していません。さらに、二度の市町村合併により、類似する施設が増えたものの、施設ごとに設定されている使用料が異なるため、同じ利用用途でありながらも市域・町域などにより料金設定に差異が生じています。

5 課題解決のために

このように少子高齢化による人口構造の変化により、税収などの本市の歳入が減少となる一方で、社会保障費については今後も増加していくことが見込まれます。

また、本市が保有する公共施設についても、今後、必要となる修繕更新費を考慮すると、そのすべてを将来にわたって保有することは不可能です。

保有する施設の維持管理費を税金だけで賄うことは、施設を利用する市民と施設を利用しない市民との公平性を損なうことから、公平性を保つためには、施設を利用する市民（受益者）に相応の負担をしていただく必要があります。

今回、本市としての統一的な施設使用料の設定基準を策定し、各施設の使用料を適正な金額に順次見直していくことで、これらの課題の解決に取り組んでいきます。

第3 使用料算定の基本的な考え方

1 使用料の算定方法

使用料の算定は、積算根拠を明確にして、市民のみなさんへの説明責任を果たすために、施設の維持管理のために必要となる「原価（コスト）」と「受益者負担割合」に基づく算定方法とします。

$$\text{使用料} = \text{原価（コスト）} \times \text{受益者負担割合}$$

2 原価（コスト）

施設の維持管理費と事業運営費といった経費について、施設を利用する市民に負担してもらうためには、使用料の算定の基礎となる原価（コスト）の範囲を明確にする必要があります。

施設にかかる経費には、維持管理費や事業運営費といったランニングコストと、施設建設費や土地取得費などのイニシャルコストがありますが、使用料の算定にあたっては、公費で負担するイニシャルコストは含めず、ランニングコストのみを原価（コスト）の範囲とします。

施設にかかる全体費用		
施設にかかる維持管理費・事業運営費 (ランニングコスト)		施設設置費 (イニシャルコスト)
人にかかる経費・物にかかる経費		建設費・土地取得費等
使用料 (受益者負担分)	施設の性質による 公費負担分	公費負担
施設を利用する 市民のみが負担	施設を利用する市民・利用しない市民の両方が負担	

使用料の算定基礎となる原価（コスト）に含まれる維持管理費・事業運営費の範囲は、人にかかる経費と物にかかる経費になります。

人にかかる経費については、サービスの提供や施設の維持管理に直接従事する職員の人件費をその範囲とします。具体的にはその施設に配置されている正職員や嘱託職員にかかる経費となります。

物にかかる経費については、サービスの提供や施設を維持管理していく上で必要となる物件費をその範囲とします。具体的にはその施設の運営に必要な事務用品費や光熱水費、委託料などの経費のほか通常の維持補修のための費用となります。

原価（コスト）に算定する費用

人にかかる費用	人件費	サービスの提供や施設を維持管理する業務に直接従事する職員に要する経費
物にかかる費用	物件費 維持補修費	サービスの提供や施設を維持管理するための物品の購入や施設の修理等に要する費用

人件費の内訳

給与	サービスの提供や施設を維持管理するための業務に直接従事する職員（正職員・嘱託職員）に要する経費
報酬	
手当	
共済費	

物件費・維持補修費の内訳

共済費	臨時職員に対する社会保険料等
賃金	臨時職員に対する賃金
旅費	打ち合わせ等の出張にかかる費用
消耗品費	事務用品等の費用
燃料費	ガソリン・灯油・ガスなどの費用
印刷製本費	コピー料金・パンフレットなどの印刷にかかる費用
光熱水費	電気料金・上下水道料金などの費用
修繕料	施設や備品の修理にかかる費用
通信運搬費	電話料金・郵便料金などの費用
広告料	広告にかかる費用
手数料	クリーニング代などの費用
保険料	火災保険などの費用
委託料	指定管理料や施設の保守点検にかかる費用

なお、施設利用の際に使用するかどうかを選択できる**附属設備**にかかる経費は、**基本的には上記の原価（コスト）に含まれますが、利用の範囲が限定的なものは別途算定することとし、使用料についても、施設使用料とは別に算定します。**

3 受益者負担割合

公共施設などの維持管理にかかる経費については、施設使用というサービスの対価として、利用者からの使用料でその一部を賄っています。利用者からすると、使用料は当然安価であることが望ましいのですが、そうすると必要となる経費の大半を市税で負担することになり、施設を利用する市民と利用しない市民との間で公平性が失われることとなります。

そのため、施設を利用する市民と利用しない市民との「公平性」を確保するため、「受益者負担割合」を設定して施設を利用する市民に適正な負担を求めることとします。

■市場性

民間によるサービスの提供の度合いにより公共性の大小を判断します。この判断にあたっては、民間による同種または類似サービスの提供があるか、事業としての採算性により行政と民間の競合が成り立つか、といった観点から「公共的」と「市場的」に区分します。

民間によるサービス提供の度合いによる区分（たて軸・市場性）

区分	性質	公共性
公共的	<ul style="list-style-type: none"> 民間による同種または類似サービスの提供がない施設（全国的にはあるが本市への進出が望めないものを含む） 採算性等の問題により民間によるサービスの提供が望めない施設 	
市場的	<ul style="list-style-type: none"> 市内において民間による同種（類似）のサービスがすでに提供されており、手軽に利用が望める施設 民間においても採算性があり、すでに行政と民間の競合が成り立っている施設 	

■必要性

生活していく上での必要性の度合いにより公共性の大小を判断します。この判断にあたっては、日常生活をしていく上で必要となるものか、そのサービスの利用層は世代を問わずに広いものなのか、個人の価値観や嗜好により利用するものなのか、といった観点により、「選択的」と「必需的」に区分します。

生活していく上での必要性の度合い（よこ軸・必要性）

区分	選択的	必需的
性質	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活をより豊かなものにするため、それぞれの価値観や好みによって、利用を選択できる施設 個人的な趣味やレクリエーションの範囲として利用される施設 	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活をしていく上で必要とされる生活水準を確保するため、世代を問わず広く利用される施設 日常生活をしていく上で必要となる知識・教養などを習得するための施設
公共性		

■受益者負担割合の設定

この市場性と必要性の2軸の区分により4つの領域を設定し、それぞれの領域の受益者負担割合を50%、75%、100%の3段階で割り振ります。

- ・「市場的」かつ「選択的」な施設 → 100%
- ・「市場的」かつ「必需的」な施設 → 75%
- ・「公共的」かつ「選択的」な施設 → 75%
- ・「公共的」かつ「必需的」な施設 → 50%



施設が提供するサービスの性質により、施設を分類し、それぞれ4つの領域にあてはめていきます。原則として、施設ごとに50%、75%、100%の3段階で設定していきませんが、当然、利用の目的が同一となるような他の類似施設の負担割合とのバランスも考慮します。

■ 主な施設の受益者負担割合

施設種別	主な施設の例	必要性	市場性	受益者負担割合	設定の理由
医療保健福祉施設	総合福祉保健センター、佐土原地域福祉センター、田野総合福祉館	必需的	公共的	50%	<ul style="list-style-type: none"> ● 受益者の範囲が幅広く、必要性が高い。 ● 民間による同種・類似のサービスの提供がない施設であり、市場性が低い。
集会施設	公民館等 公民館、交流センター、農村環境改善センター、高岡交流プラザ				
	文化ホール等 市民文化ホール、市民プラザ、清武文化会館、佐土原文化ホール	選択的	公共的	75%	<ul style="list-style-type: none"> ● 個人の趣味やレクリエーションの場として選択的に使用する施設であり、必要性が低い。 ● 民間による同種・類似のサービスの提供がない施設であり、市場性が低い。
スポーツ施設	体育館、運動公園、運動広場、プール				
展示施設	科学技術館、アートセンター				
保養観光施設	フェニックス自然動物園、フローランテ宮崎	選択的	市場的	100%	<ul style="list-style-type: none"> ● 日常生活をより快適なものにするために選択的に使用する施設であり、必要性が低い。 ● 民間にも同種・類似するサービスが提供されている施設であり、市場性が高い。
	自然休養村センター、石崎の杜鯨鯨館				

第4 使用料の算定

1 使用料の算定における条件

実際の使用料の算定においては、下記の条件に基づき算定します。

- 条件① 貸出スペースごとに使用料を徴収する施設については、稼働率が100%と仮定して算出する。
- 条件② 個人単位で使用料を徴収する施設については、年間の目標利用者数を達成できるものと仮定して算出する。
- 条件③ 実際に市の収入となっている使用料ではなく、減免している使用料も含める。

つまり、実際に必要な原価（コスト）に対して、「稼働率が100%または年間目標利用者数を達成」かつ「減免する使用料が0円」の場合に、受益者負担割合分を賄えるような金額で使用料を算定します。

このような条件で、本来あるべき使用料を設定した後は、施設の稼働率または年間利用者数をできる限り100%に近づけるように努めるとともに、使用料を減免する対象についても同時に見直します。

2 スペース単位での貸出施設の算定方法

ホールや体育館など1室（面）につき使用料を徴収する施設については、

$1 \text{ 室あたりの原価（コスト）} \times \text{受益者負担割合}$ で使用料を算定します。

- 手順①：1㎡あたりの原価（時間） = 施設全体の原価（コスト）÷貸出可能面積÷年間開館時間
- 手順②：1室あたりの原価（コスト） = 1㎡あたりの原価×室面積×貸出可能時間
- 手順③：1室あたりの使用料 = 1室あたりの原価（コスト）×受益者負担割合
- ※ ただし1室あたりの原価（コスト）が明確な場合は手順①・②は省略する

3 個人単位での利用施設の算定方法

プールや動物園など利用者1人につき使用料を徴収する施設については、

$1 \text{ 人あたりの原価（コスト）} \times \text{受益者負担割合}$ で使用料を算定します。

- 手順①：1人あたりの原価（コスト） = 施設全体の原価（コスト） ÷ 年間目標利用者数
- 手順②：1人あたりの使用料 = 1人あたりの原価（コスト） × 受益者負担割合

なお、上記の考え方では使用料の算定が難しい施設については、別途、実態に即した方法により算定を行います。

第5 その他

1 同一目的施設間での調整

利用用途・規模が同一の施設は、原則として同一の使用料を設定します。

新しい施設は、修繕費などの維持管理費が低廉に抑えられるため使用料を安くするという考えもあれば、一方では、利用者の快適性や満足度が高まることから使用料を高くするという考え方もあります。

このように相反する考え方があるものの、同一の利用用途・規模の施設であれば、基本的には同種のサービスを提供できることから、利用者にとってわかりやすい使用料とするため、施設の「古い」「新しい」に関わらず、原則、同一の使用料を設定します。

2 料金体系の整理

会議室や体育館のようにスペース単位で貸し出す施設については、利用者の利便性向上のため、文化ホール等施設を除き、原則、1時間あたりの貸出及び使用料の設定に統一します。また、各施設に設定されている料金区分については、同一の利用用途・規模の施設間で統一します。

3 児童・生徒が使用する場合の使用料

スポーツ施設については、子ども及び子育て世代の支援とスポーツ振興の観点から、児童・生徒（高校生以下）が利用する場合の使用料を、一般（児童・生徒以外）が利用する場合の使用料から減額して設定します。

具体的には、中学生以下については一般の1/3、高校生については一般の1/2の使用料に設定します。

4 激変緩和措置等

使用料を見直した結果、大幅な値上げとなってしまう場合には、施設の利用が低下し、収支のバランスが悪化することも想定されます。このような場合は、激変緩和措置として、見直し後の使用料を、旧市域の施設の見直し前の使用料の概ね1.5倍に留めます。

また、旧4町域の施設の一部では、現行の使用料が旧市域の類似施設と比較して低く設定されているため、1.5倍を超える値上げとなる場合があります。このような場合は、2回に分けて段階的に値上げを行うなど、利用者の負担軽減を図ります。

ただし、使用料の改定が1.5倍を超える場合でも、施設の利用が大幅に低下するとは言えない場合もありますので、激変緩和措置を設けるかどうかについては、施設ごとに判断します。

なお、使用料算定の結果、現行よりも値下げとなる場合には、本市の財政状況や受益者負担の現状を踏まえ、金額を据え置く等の調整を行います。

5 減額・免除の取扱い

使用料を見直す際には、減額・免除の対象についても見直します。

減額・免除は政策的な理由などによる特例的なものですので、真にやむを得ないものに限定する必要があります。

減額・免除の適用事由は次のとおりとし、各施設の特性（設置目的など）を勘案した上で、施設ごとに判断します。

- (1) 市内在住の身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳を所持する者及びその介護者が利用する場合
- (2) 市内在住の要介護（支援）認定を受けている者及びその介護者が利用する場合
- (3) 市内の幼稚園、保育園、小学校、中学校が、保育活動・学校教育活動等で利用する場合
- (4) 文化ホール等施設の大ホールを、市内の高等学校、大学主催で利用する場合（ただし、30%程度の減額に止める）
- (5) 公益的な活動、または市が事業支援（運営補助や活動補助など）する「団体」が、施設の設置目的に沿った活動を行い、かつ市の施策や事業に関連する公益性のある活動やその運営に係る会議・活動で利用する場合
- (6) その他の団体が、施設の設置目的に沿った活動かつ市の施策や事業に関連する公益性のある活動で利用する場合（ただし、50%程度の減額に止める）
- (7) 市が主催、共催する場合

なお、利用料金制を導入している指定管理施設において指定管理者が設定する減額・免除については、この取扱いに関する考え方の対象外とします。

6 使用料の見直しのサイクル

使用料は、原則、5年のサイクルで直近の原価（コスト）に基づく再算定を行います。

また、見直し後は、各施設の収支や利用状況を継続的にモニタリングし、本基準で定めるコストの範囲や算定条件、激変緩和措置等の基本的な考え方についても、市の財政状況や社会情勢の変化等を考慮しながら、妥当性を検証していきます。

なお、指定管理者制度を導入する施設のうち、利用料金制を採用する施設については、利用料金の上限額の見直しにより、指定管理者の収支などに影響を与えることが予想されるため、原則、指定管理者の選定期間に合わせて見直しを行います。